

室蘭圏都市計画（室蘭市・登別市・伊達市） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

(1) 目標年次

この方針では、室蘭圏都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

(2) 範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

	市 町 名	範 囲	規 模
室蘭圏都市計画区域	室 蘭 市	行政区域の一部	約 7,440 ha
	登 別 市	行政区域の一部	約 11,223 ha
	伊 達 市	行政区域の一部	約 11,880 ha
	合 計		約 30,543 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道央広域連携地域の南西部に位置し、北側には有珠山、鷲別岳、来馬岳等の山々が連なり、南部は太平洋及び内浦湾に面し、起伏に富んだ地形となっており、北海道を代表する港湾工業都市である室蘭市、全国有数の観光地である登別市及び農水産物の供給基地である伊達市から構成され、西いぶり定住自立圏として互いに連携し、生活機能の確保や経済基盤の強化に向けた取り組みを推進している。

室蘭市は、「魅力的な自然・産業・人を生かしたコンパクト・プラス・ネットワークによる持続可能なまち」をまちづくりの基本理念として、都市機能の集積や居住環境の創出、並びに公共交通網の充実を図り、にぎわいあふれるまちづくりを進めるとともに、環境産業都市ならではの地域特性を活かし、エネルギーの地産地消を進める低炭素の先進都市を目指した取り組みを進める。

登別市は、市民一人ひとりが安全・安心に暮らすことができる生活都市、すべての人にやすらぎと憩いを提供できる世界に開かれたふれあい交流都市を目指し、「人が輝き、まちがときめく、ふれあい交流都市」をキャッチフレーズに、それぞれの地域が持つ文化や景観等の特性を生かしながら、地域ごとにコンパクトで集約的なまちづくりを進めるとともに、分散している地域の連携を強化する等、暮らしやすい快適なまちづくりを進める。

伊達市は、「みんなが豊かさを感じられる市民幸福度最高のまち」を将来像とし、「健やか・安心」、「育み」、「活躍」の 3 つの施策を重点施策とし、主要産業である農業や自然環境を守りながら、人口や産業の規模にあわせた効率的で機能的な、都市と自然が調和するコンパクトなまちづくりを進める。

本区域は、これらのことを踏まえつつ、それぞれの特性に応じて機能分担を図り、都市の防災性の向上が図られ、安全・安心で暮らしやすい快適な都市圏の形成に努めるとともに、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を見据え、未利用地等を有効活用しながら、持続可能でコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを進める。

II. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分を定める。なお、区域区分を定めることとした根拠は以下のとおりである。

本区域は、道央地域南西部の中核都市圏として、行政、医療、商業等の都市機能が多く集積し、着実に発展してきた。

近年は、少子高齢化等により、人口・世帯数がともに減少しているものの、依然として産業規模は大きい状況にある。

一方、市街地周辺部には、優良な農地や貴重な緑地・森林等、豊かな自然環境が形成されており、今後とも適正に維持・保全していく必要がある。

以上のことから、今後も農林漁業との健全な調和を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図っていくため、引き続き区域区分を定める。

2. 区域区分の方針

(1) おおむねの人口

本区域の将来における人口を次のとおり想定する。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年)
都市計画区域内人口	172 千人	おおむね 138 千人
市街化区域内人口	163 千人	おおむね 131 千人

(2) 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

		平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年)
生産規模	工業出荷額	8,105 億円	13,857 億円
	卸小売販売額	3,301 億円	2,474 億円
就業構造	第 1 次産業	2.3 千人 (3.1%)	1.7 千人 (3.0%)
	第 2 次産業	17.3 千人(23.9%)	12.1 千人 (20.8%)
	第 3 次産業	53.0 千人(73.0%)	44.4 千人 (76.2%)

(注) 生産規模の令和 12 年(2030 年)推計値は平成 27 年(2015 年)価格を基準とする。

(3) 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

市街化区域は、平成 27 年(2015 年)時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とすることとし、その規模については、都市計画基礎調査に基づき、将来の市街地に配置すべき人口・産業を適切に収容しうる規模として、次のとおり想定する。

年 次	令和 12 年(2030 年)
市街化区域面積	おおむね 5,900 ha

III. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では、海岸沿いに整備された国道および鉄道を基軸とした都市構造となっており、海岸沿いの平坦地に市街地が形成され、主要用途を適切に配置しながら、計画的に市街地の整備を進めている。

しかしながら、近年は居住人口の減少や少子高齢化に伴う空き家の増加やコミュニティの衰退、空き店舗等の増加による賑わいの喪失等が課題となっている。

このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のように配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、高度利用住宅地、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・高度利用住宅地は、中心商業業務地、拠点商業業務地の周辺及び主要な幹線道路の沿道に配置し、まちなか居住の推進を図るほか、周辺住宅地の住環境に配慮した上で近隣住民のための生活利便施設や沿道サービス施設等が立地する、住居と商業が複合的な土地利用の形成をはかる。
- ・一般住宅地は、高度利用住宅地、沿道商業業務地の周辺及び室蘭市の絵鞆地区、水元地区及び白鳥台地区、登別市の鷺別地区、美園地区、若山地区、幌別地区及び登別地区、伊達市の末永地区、梅本地区、舟岡地区、館山下地区及び長和地区に配置し、周辺住宅地のための生活利便施設の立地を許容しつつ、中高層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。
- ・専用住宅地は、室蘭市の八丁平地区、柏木地区、本輪西地区及び白鳥台地区、登別市の富岸地区、伊達市の竹原地区及び南稀府地区に配置し、低層住宅地として、良好な住環境の形成及び保全を図る。

② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地、拠点商業業務地、地域商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、港湾を中心に発展し、広域行政機能が立地する J R 室蘭駅を含む室蘭市の中央地区及び入江地区、J R 東室蘭駅を中心とした交通の要衝であり、広域生活交流機能が立地する東地区及び中島地区並びに中島本町地区に配置し、商業・業務・娯楽機能が集積する広域的な商業拠点の形成を図る。
- ・拠点商業業務地は、登別市の登別温泉地区に配置し、温泉地として商業・娯楽機能の集積を図るとともに、観光地として魅力あるまちづくりを進める。
- ・地域商業業務地は、室蘭市の祝津地区、母恋地区、輪西地区、八丁平地区、本輪西地区及び白鳥台地区、登別市の幌別地区、美園地区、若草地区、新生地区、富岸地区、若山地区及び登別地区、伊達市の鹿島地区、網代地区、錦地区及び J R 伊達紋別駅前周辺に配置し、生活利便施設の充実を図る。
- ・沿道商業業務地は、室蘭市の築地地区等の 3・4・215 号港大通（一般道道室蘭港線）沿道、高砂地区の 3・3・210 号鷺別駅前通（主要道道室蘭環状線）沿道に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した沿道商業地の形成を図る。

③ 工業・流通業務地

- ・本区域の工業・流通業務地は、専用工業地、一般工業地及び流通業務地で構成する。
- ・専用工業地は、登別市の川上工業団地、伊達市の長和地区に配置し、公害防止に努めつつ、環境保全にも配慮した工業地としての整備を図る。
- ・一般工業地は、室蘭市の東地区の 3・3・206 号一般国道 36 号線（国道 36 号）沿道、登別市の千歳地区及び登別地区、伊達市の長和地区及び松ヶ枝地区に配置し、周辺住環境に配慮した軽工業の集積を図る。
- ・流通業務地は、室蘭市の寿地区及び日の出地区の 3・3・206 号一般国道 36 号線（国道 36 号）、3・3・249 号日の出母恋通（主要道道室蘭環状線）沿道、登別市の川上工業団地に配置し、物流や卸売の拠点として機能の充実を図る。
- ・室蘭港には臨港地区を定め、港湾計画に基づき、環境産業拠点形成に関連する施設の立地を促進し、鉄鋼、造船等の重工業・化学工業が集積する専用工業地を配置するとともに、卸売業や運輸業の関連施設、港湾貨物関連施設等が立地する、

築地地区、入江地区及び海岸地区に流通業務地を配置し、本道を代表する産業拠点の一つとして、その機能の維持、増進を図る。

④ 業務地（官公庁施設）

本区域の業務地は、室蘭市役所、室蘭開発建設部、室蘭年金事務所、室蘭公共職業安定所、国の合同庁舎及び胆振総合振興局等が入居しているむろらん広域センタービル等の官公庁施設のほか、運動公園、文化センター、科学館及び図書館等の教育・文化施設が立地する室蘭市の中央地区及び入江地区に配置し、道央広域連携地域の胆振地域における中枢機能の集積をさらに進めるとともに、地区計画等の指定により臨海部と都市部の一体化を促進し、広域行政拠点機能の充実に努める。

⑤ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・住居系用途地域に指定されている室蘭市の中島本町地区の一部については、都市機能を誘導する区域として、今後の土地利用の動向を見極めながら、用途地域の見直しや地区計画等の活用により、商業機能が集積する商業業務地への転換を図る。
- ・工業系用途地域に指定されている室蘭市の日の出地区及び寿地区の一部では、宅地造成等により住宅地として土地利用が進んでいることから、今後の土地利用の動向を見極めながら、住宅地への用途転換を進め、良好な住環境の形成を図る。
- ・商業系用途地域に指定されている室蘭市の幕西地区、常盤地区、幸町地区及び本町地区の一部では、人口減少等社会情勢の変化により、住宅地として土地利用が進んでいることから、今後の土地利用の動向を見極めながら、住宅地への用途転換を進め、良好な住環境の形成を図る。
- ・登別市の富岸地区、若山地区及び幌別地区の幹線道路沿道については、土地利用の動向や周辺の居住環境等を勘案し、用途地域の見直しや地区計画等の活用により、計画的な土地利用を図る。
- ・学校跡地等の大規模な低・未利用地については、都市構造の維持と周辺環境との調和に配慮しながら、用途地域の見直しや地区計画等の活用により、適切な土地利用を図る。
- ・伊達市の舟岡地区の幹線道路沿道については、土地利用の動向や背後地の住環境等を勘案し、用途地域の見直しや地区計画等の活用により、周辺の住環境に配慮した沿道土地利用を図る。

（２）市街地における建築物の密度の構成に関する方針

- ・住宅地のうち、高度利用住宅地及び一般住宅地は中密度での土地利用を、専用住宅地は低密度での土地利用を基本とし、地区の特性に応じた良好な住環境の形成及び保全を図る。
- ・商業業務地のうち、中心商業業務地及び拠点商業業務地は高密度での土地利用を、地域商業業務地及び沿道商業業務地は中密度から高密度での土地利用を基本とし、地区の特性を踏まえた適切な密度での土地利用を図る。
- ・工業流通業務地は中密度での土地利用を基本とし、地区の特性を踏まえた適切な密度での土地利用を図る。
- ・業務地（官公庁施設）は、高密度での土地利用を基本とし、広域行政機能の集積を図るとともに、公園や緑地等の公共空間の確保に配慮し、適正な密度での土地利用を図る。

(3) 市街地の土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

- ・ J R 室蘭駅周辺地区の都市機能を誘導する区域内については、「広域交流の促進と、来街者を迎えるまちの顔としてふさわしいにぎわいの創出」をまちづくりの方向性として定め、行政機能、交流機能及び教育・文化機能等の都市機能を誘導し、高度利用を進める。
- ・ J R 東室蘭駅地区の都市機能を誘導する区域内については、「西いぶり圏の商業中心地としての生活サービス機能集積による生活利便性の向上と交流促進」をまちづくりの方向性として定め、多世代交流機能及び商業機能等の都市機能を誘導し、用途地域の見直し等により、低未利用土地の有効活用や高度利用を進め、生活拠点の形成を促進する。

② 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・ J R 室蘭駅周辺地区の都市機能を誘導する区域内に指定している防火地域及び準防火地域について、延焼の危険性等を評価した上で、指定区域の適正化を図り、防災性能を維持しつつ、建築物の建替更新を促し、低未利用土地の有効活用も進め、居住環境の改善や拠点としてふさわしい環境の形成を図る。
- ・ 登別市の鷺別地区、美園地区、幌別地区及び登別地区等の老朽化した狭小な住宅が密集している地区については、建築物の建替更新と道路や公園等の都市基盤施設の整備を段階的に進め、居住環境の改善と防災性の向上を図る。
- ・ 近年民間事業者による大規模な宅地造成等が実施され、新たな住宅地が形成されている室蘭市の八丁平地区及び知利別地区、登別市の富岸地区及び若山地区、伊達市の竹原地区、山下地区、舟岡地区、関内地区及び南稀府地区等計画的に整備が進められた住宅地については、引き続き良好な住環境の維持に努める。

③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地内の緑地については、良好な都市環境を維持するために必要な緑地として今後も適正な保全を図る。

(4) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集团的農地や、国営・道営の土地改良事業等各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として市街化区域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 溢水、湛水、津波、高潮、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・ 既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。
- ・ 室蘭市においては、住宅地が沢地の傾斜地に形成されているところが多いことから、室蘭市地域防災計画に基づき、地すべりやがけ崩れの防止のため、急傾斜地崩壊危険区域の指定を促進し崩壊防止施設の整備に努める。また、溢水のおそれのある区域や海岸浸食等のおそれのある区域については、災害の防止の観点から、治水対策や海岸保全に努める。
- ・ 室蘭市内の土砂災害特別警戒区域に指定されている地域については、警戒区域外への居住誘導により、特に市街化の抑制に努める。

- ・登別市においては、倶多楽火山避難計画や登別市津波避難計画に基づき、将来の災害発生に備えるとともに、既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、登別市地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。また、土砂災害特別警戒区域に指定されている地域については、災害防止の観点から、特に市街化の抑制に努める。
- ・伊達市においては、伊達市地域防災計画に基づいた自然災害への防災対策を進めるとともに、将来の有珠山噴火に備えるために、有珠火山防災計画に基づいた災害に強いまちづくりを進める。また、土砂災害特別警戒区域に指定されている地域については、災害防止の観点から、特に市街化の抑制に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・室蘭市の絵鞆半島の測量山、地球岬及び室蘭岳周辺等に現存する樹林地については、潤いのある生活環境の確保はもとより、土砂崩壊防止等を図るため極力保全するとともに、絵鞆半島に見られる海食がいはその良好な風致景観を維持するため、現状のまま保全するよう努める。
- ・登別市においては、特別緑地保全地区に指定したキウシト湿原や、優れた自然景観を有し、住民の憩いの場としても活用されている鷺別岬等の自然環境の保全に努める。
- ・伊達市においては、市街地の公園・緑地・河畔林等緑の有機的なネットワーク化を図るとともに、自然環境を地域資源の一つとして活用と保全に努める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・室蘭港の築地地区及び仲町地区では、公有水面埋立事業による港湾施設整備が進められており、新たに発生した土地については市街化区域に編入し、あわせて港湾として適切に管理運営するために港湾計画に基づき臨港地区を指定する。
- ・都市計画法第34条第11号の規定に基づく条例指定区域や区域区分の設定以前から存在する既存宅地については、周辺の豊かな自然と調和した住環境を維持する。
- ・市街地から離れた自然豊かな地域への居住ニーズに対応する優良田園住宅の整備を図るため、農林業との十分な調整を図った上で地区計画等の活用を検討する。
- ・市街化調整区域における都市的土地利用については、生活利便機能など、市街化区域内において提供されるべき機能の立地を抑制する一方で、市街化区域内に立地することがなじまない機能や市街化調整区域の地域資源や特性を活かすレクリエーション機能等の配置については、農林漁業との調整を図った上で、必要に応じて地区計画等を活用することにより、適切な配置や計画的な土地利用となるよう対応する。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、北海道を代表する港湾工業都市である室蘭市、全国有数の観光地である登別市及び農水産物の供給基地である伊達市で構成されていることから、今後も物流や観光振興を支える広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の

交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図る。
- ・広域的連携を深めるため1・4・202号白鳥新道(国道37号)の早期完成に努め、あわせて環状道路網としての機能強化を図る。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・本区域を縦断しているJR室蘭本線を広域幹線軸として位置づけ、今後の北海道新幹線の整備を見据えた維持・活用を図る。
- ・本区域のうち、室蘭市においては、「地域公共交通網形成計画」を策定し、まちづくりと一体となって生活を豊かにする利便性の高い公共交通網の実現を目指した取り組みを進めていることから、本計画と連携して、公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。
- ・本区域は、有珠山や倶多楽火山の噴火時や津波発生時には、広範囲での被害が想定されるため、災害時にも確実に避難でき、日常生活の利便性にも資する強靱な道路網の形成を進める。
- ・だれもが安心・安全・快適に過ごせる、冬にも強い道路ネットワークの形成を進める。
- ・外国人観光客等に対する快適な交通環境の創出を図る。
- ・室蘭市は、物流の拠点である国際拠点港湾室蘭港を有することから、更なる活用のための物流の効率化と円滑な交通ネットワークの形成に努めるとともに、賑わいと魅力ある港湾空間を形成し、観光振興を図るためにクルーズ船受入環境の整備を進める。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成27年(2015年) (基準年)	令和12年(2030年) (目標年)
幹線街路網密度	2.56 km/km ²	2.59 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・他地域との広域的な連携をより高めるため、北海道縦貫自動車道や主要幹線道路である3・3・206号一般国道36号線(国道36号)、3・3・207号一般国道37号線(国道37号)、1・4・201号室蘭新道(国道36号)及び1・4・202号白鳥新道(国道37号)を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・215号港大通(一般道道室蘭港線)、3・3・249号日の出母恋通(主要道道室蘭環状線、一般道道中央東線、市道母恋・東町大通線)、3・4・219号寿橋通(一般道道中央東線)、3・3・210号鷺別駅前通(主要道道室蘭環状線)、3・3・211号中島中央通(主要道道室蘭環状線、一般道道中央東線)、3・4・313号東通(一般道道上登別室蘭線)、3・4・103号停車場通(一般道道伊達紋別停車場線)、3・4・101号南大通(市道中央通り線、市道山下本通り線)及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

b 駐車場

室蘭市に東町パークアンドライド駐車場を配置しており、今後とも、交通の円滑化と利便性の向上に努める。

c 交通結節点等

- ・ 3・4・251 号室蘭駅前通（市道室蘭駅前通線）に J R 室蘭本線室蘭駅の駅前広場、3・4・217 号市場通（市道市場通線）及び 3・4・214 号西口通（一般道道東室蘭停車場線）に J R 室蘭本線東室蘭駅の駅前広場、3・5・231 輪西社宅通（市道輪西町 3 号通線）に J R 室蘭本線輪西駅の駅前広場、3・3・303 号登別温泉通（一般道道登別停車場線）に J R 室蘭本線登別駅の駅前広場、3・4・312 号北駅前通（一般道道幌別停車場線）に J R 室蘭本線幌別駅の駅前広場、3・4・103 号停車場通（一般道道伊達紋別停車場線）に J R 室蘭本線伊達紋別駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保するとともに機能充実を図る。
- ・ 3・5・228 号幸町 2 条通（市道幸町 2 条通線）に中央町 2 丁目交通広場、3・5・234 号中島公園通（市道中島公園通線）に中島交通広場、3・5・238 号室蘭中央通（市道室蘭中央通線）に中央町 3 丁目交通広場及び中央町小公園交通広場を配置しており、今後とも交通の円滑化と利便性の向上に努める。

d 港湾

- ・ 室蘭港の臨港地区については、港湾計画に基づき、港湾の機能を十分に確保し、その利用の増進を図るために必要な範囲を指定する。
- ・ 国際拠点港湾の室蘭港は、物流拠点港として輸送船の大型化等に対応した物流機能及び臨海部産業へ対応した産業機能の強化に努めるとともに、大規模地震対策や火山噴火災害等に対応した広域防災拠点として、災害時に対応する物流機能、緊急物資輸送、緊急避難等の機能を確保する。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・ 3・4・313 号東通（一般道道上登別室蘭線）の整備を促進する。
- ・ 3・4・101 号南大通（市道中央通り線及び山下本通り線）の整備を促進する。
- ・ 3・4・103 号停車場通（一般道道伊達紋別停車場線）の整備を促進する。
- ・ 3・3・303 号登別温泉通（一般道道登別停車場線）の J R 室蘭本線登別駅前広場の整備を促進する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

近年、都市化の進展に伴い、市街地の保水・遊水機能の低下など水循環機能に大きな変化が生じていることや、気候変動の影響により、浸水被害が発生している。

このため、土地利用計画と河川及び下水道の整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。

ア 下水道

市街地の浸水の防除や公共用水域の水質保全を目的とする下水道の役割は、環境問題に配慮が求められている安定成熟の都市型社会の中で、その役割がますます増大している。

このため、土地利用計画等と整合性を持たせながら、公共下水道の整備を行うとともに、老朽化した管渠・施設等の改築更新に努める。

イ 河川

河川については、積極的に河川改修を促進するとともに、市街地の開発にあたっては、流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、防災機能及び親水機能にも配慮した水と緑のネットワークの形成に努め、総合的な治水対策を図る。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成 27 年（2015 年）で 95.7%であり、引き続き、未整備地区の解消に努め、整備促進を図る。

イ 河川

河川については、治水の安全度の向上を図るとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

室蘭市公共下水道は、室蘭市寿町地区に処理場を配置し、ポンプ場及び幹線管渠を適切に配置し、土地利用と整合を図りながら、順次処理区域の見直しを図る。

登別市公共下水道は、登別市若山地区に終末処理場を配置し、ポンプ場及び幹線管渠を適切に確保し、順次処理区域の拡大を図るとともに、浸水対策として雨水管渠についても適切な確保に努める。

伊達市公共下水道は、伊達市長和地区に終末処理場を配置し、ポンプ場及び幹線管渠を適切に確保し、土地利用と整合を図りながら、順次処理区域の見直しを図る。

b 河川

室蘭市のチマイベツ川、ペトルル川、知利別川及び鷺別川、登別市のポンアヨロ川、登別川、岡志別川、胆振幌別川、富岸川及び鷺別川、伊達市の気門別川及びシャミチセ川を主とする河川については、流域内の各種開発事業等との調整を図りつつ、親水性にも配慮した総合的な治水対策を図る。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・室蘭市公共下水道においては、処理場、ポンプ場及び管渠等の老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら、改築更新を行う。
- ・登別市公共下水道においては、汚水及び雨水管渠の整備促進を図るとともに、若山浄化センター等老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行う。
- ・伊達市公共下水道においては、伊達終末処理場に接続する連絡幹線の整備により有珠終末処理場の廃止を進めるとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら、改築更新を行う。
- ・河川については、室蘭市のチマイベツ川及び知利別川、伊達市の気門別川及びシャミチセ川の改修を促進する。

(3) その他の都市施設

- ・一般廃棄物処理施設、市場及び火葬場については、それぞれの施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。
- ・ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設については、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

J R 室蘭駅周辺地区及び J R 東室蘭駅周辺地区の都市機能を誘導する区域内においては、市街地再開発事業や地区計画等の活用により、未利用地の有効活用や土地の高度利用を進め、中心市街地の活性化を図る。

J R 登別駅周辺地区においては、市街地再開発事業や地区計画等の活用により、未利用地の有効活用や土地の高度利用を図り、観光の玄関口に相応しい魅力あるまちづくりを進め、市街地の再生を図る。

4. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域は、南側に太平洋、北側には支笏洞爺国立公園へと続く山岳地を連ねて海岸沿いに市街地が広がりを見せており、緑地の形態としては、市街地前面の海浜、市街地背後の山地、丘陵、樹林地、市街地を貫流して太平洋に注ぐ登別市の胆振幌別川、室蘭市の本輪西地区の斜面緑地によって L 字梯子状を基本とし、良好な都市環境が形成されている。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、室蘭市の測量山緑地、地球岬緑地、御崎地区及び港北地区の樹林地、潮見公園、室蘭岳山麓の樹林地、登別市のキウシト湿原を配置する。

b レクリエーション系統

- ・各住区ごとに街区公園及び近隣公園を適切に配置する。
- ・地区公園をおおむね 4～6 住区に 1 箇所を目標として適切に配置する。
- ・休息、散歩、遊戯及び運動等の利用に供する公園として、室蘭市に祝津公園、潮見公園、西いぶり総合公園、室蘭岳山麓総合公園及び入江運動公園、登別市に川上公園、亀田記念公園、登別ビーチパーク及び岡志別の森運動公園、伊達市にだて歴史の杜を配置する。

c 防災系統

- ・土砂流出、崩壊等による災害を防止するため、室蘭市の祝津地区、御崎地区、輪西地区、水元地区及び神代地区、登別市の富浦地区、登別温泉地区及び川上地区、伊達市の館山地区において、斜面緑地の保全及び自然林の保全を図る。
- ・災害時における避難地及び防災拠点として、室蘭市に入江運動公園、祝津公園、潮見公園及び西いぶり総合公園、登別市に亀田記念公園及び登別ビーチパーク、伊達市にだて歴史の杜及び館山公園を適切に配置するとともに、避難地と接続する避難路や防災道路を配置する。
- ・工業地及びその周辺住宅地における周辺環境の保全を図るために、室蘭市の御崎地区、輪西地区、幌萌地区及び陣屋地区に緑地を配置する。
- ・海風汐の影響を緩和するため、登別市の富浦地区の海浜の樹林地の保全を図る。

- ・大規模延焼火災に対し、防災帯としての機能を有する登別市の胆振幌別川、伊達市の気門別川及びシャミチセ川沿いの緑地の保全を図る。

d 景観構成系統

- ・市街地の背景となる室蘭市の水元地区及び神代地区、登別市の富岸地区、川上地区及び札内地区の山地丘陵樹林地の保全を図る。
- ・都市景観の構成に資する室蘭市の知利別川、チマイベツ川及び鷺別川、登別市の富岸川、胆振幌別川及び来馬川、伊達市の気門別川及びシャミチセ川の河川緑地や室蘭市の陣屋地区、祝津地区及び港南地区、登別市の登別東地区及び伊達市の館山地区等の樹林地の保全を図る。
- ・自然的景観を構成する室蘭市のイタンキ岬、登別市の鷺別岬及び蘭法華岬等の緑地の保全を図る。
- ・郷土景観として意義の高い室蘭市南部藩陣屋跡、伊達市の迎賓館を包含する樹林地の保全を図る。
- ・歴史景観として、伊達市の史跡である北黄金貝塚の特性に応じた景観を形成し、保全を図る。

e その他の系統

- ・市街地の周辺で閑静な環境を有する室蘭市の神代地区に室蘭墓園を配置する。
- ・登別市に貴重な動植物が生息し、自然環境に優れたキウシト湿原特別緑地保全地区を配置する。
- ・緑地等のオープンスペースが不足している登別市の鷺別地区及び登別地区に公園を配置し、整備を図る。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応し、既存公園や長期未着手公園については、都市計画の見直しの検討を進め、公園等緑地の適正配置に努める。

室蘭市においては、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下、緑の基本計画とする。）」に基づき、公園施設の老朽化や今後の人口減少に対応するため、公園の統廃合、機能集約及び再編のほか、官民連携によるオープンスペースの活用を促進し、持続可能となるように公園施設の量をコントロールしつつ、多様なニーズに対応できるように質の向上に努める。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市緑地法の規定に基づき策定した「緑の基本計画」等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。

(4) 主要な緑地の確保目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・総合公園については、室蘭市の祝津公園の再整備を図る。
- ・運動公園については、室蘭市の入江運動公園の再整備を図る。